

人・農地プランについて

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 29 日

武豊町長 舩山芳輝



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
大足地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 3 年 1 月 28 日
3. 当該地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(担い手の状況)

○経営体数

今後地域の中心となる経営体（内、各種施策の活用が見込まれる経営体）

法人 1 経営体（1 経営体）

個人 1 経営体（1 経営体）

○担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

4. 農地中間管理機事業の活用方針

大規模耕作者の農地はおおむね集約化されている。しかし、小規模耕作者の農地分散しているため、集約化が必要である。今後、畦畔除去による大区画化、中間管理機構の活用等により、大規模耕作者にさらに集約化を推進することにより、地域の生産効率が向上すると期待される。

5. 地域農業の将来のあり方

地域ぐるみで新規就農者を育成・支援することが課題であり、将来において、新規就農者の確保が困難である場合に備え、大足地区の中心経営体への農地集積・集約化したり、入り農の誘致を検討したりして、大足地域の農業の持続可能性を確実なものにする。

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
武豊町	大足地区(大足集落)	令和3年1月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	36.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	22.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	9.4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.5ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・現在、後藤賢治氏と碧グループが大規模耕作者であり、その他は、 氏、 氏、 氏、 氏、 氏、 氏らが1ha以下の小面積ながら、耕作している。また、ほとんどの担い手が70歳以上である。
- ・後藤賢治氏以外は後継者を育成・確保できていないため、将来の担い手確保について十分ではない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・地域ぐるみで新規就農者を育成・支援することが課題であり、将来において、新規就農者の確保が困難である場合に備え、後藤賢治氏、碧グループへの農地集積・集約化したり、入り農の誘致を検討したりして、大足地域の農業の持続可能性を確実なものにする。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>担い手農家への農地集約化についての取組方針</p> <p>・大規模耕作者の農地はおおむね集約化されている。しかし、小規模耕作者の農地が分散しているため、集約化が必要である。今後、畦畔除去による大区画化、中間管理機構の活用等により、大規模耕作者にさらに集約化を推進することにより、地域の生産効率が向上すると期待される。また、大足地区での新規就農希望者に対して、農地探しから、独立準備・経営安定まで一貫したサポート体制をつくり、営農定着に向けた支援を実施していく。さらに、入り農希望者に対しても、経営拡大に向けた支援をPR・実施し、大足地区の農業力強化に努める。</p>
<p>新規・特産化作物についての導入方針</p> <p>・水田での作付け状況について、コメはコシヒカリが7割、あいちのかおりが2割、ゆめまつり等が残り1割という生産割合である。新たな導入作物として、耐暑性新品種なつきりりの普及を啓発していく。</p> <p>・また、大足地区の一部で、転作として、麦・大豆の栽培に取り組んでいる。</p>
<p>施設の維持・長寿命化等についての取組方針</p> <p>・愛知用水の管路は、パイプライン化されている。しかし、毎年、時期によっては水のとりあいになり、一部で水が供給されにくいといった状況が発生しがちである。出しっ放しにしないという節水意識が地域に根付くことが必要である。</p> <p>・大足地区においては、東大高管理区保全会が活動しており、排水路の長寿命化対策を実施しているため、水路の破損等は少ないが、土砂が堆積している箇所が多く、浚渫の必要性が高まっている。多面的事業を活用し、浚渫を実施していくとともに、今後も地域活動を継続していく。</p> <p>・農地の畦畔除去については、今後の集約化に向けて、実施していく。</p>
<p>耕作放棄地発生抑制・解消についての取組方針</p> <p>・区画ごとに担い手の耕作エリアを定めて、休耕田・耕作放棄地の発生抑制とともに、農地集約化を進める。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

